

令和6年度

福島県立特別支援学校
高等部入学者選抜実施要綱

福島県教育委員会

目 次

令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱	1
I 入 学 者 募 集	1
II 特別支援学校前期選抜	1
III 特別支援学校後期選抜	6
IV そ の 他	9
各 種 様 式	10
令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜関係日程	24
学校教育法施行令第22条の3	25

令和6年度福島県立特別支援学校 高等部入学者選抜実施要綱

令和6年度福島県立特別支援学校高等部（以下「高等部」という）の入学者選抜は、この要綱によって実施する。なお、視覚支援学校専攻科理療科の入学者選抜については、この要綱に定める事項のほか、当該校の募集要項によって実施する。

I 入学者募集

1 募集定員

各高等部の募集定員については、別に定める。

2 出願資格

- 1 高等部に入学を出願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3（24ページ参照）に定められた障がいのある者で、特別支援学校の中学部、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という）。
- 2 専攻科の場合は、特別支援学校の高等部若しくは高等学校の卒業生及び卒業見込の者又はこれと同等以上の学力を有する者。

3 募集要項

各高等部においては、この実施要綱に基づいて募集要項を作成する。

II 特別支援学校前期選抜

1 出願

- 1 募集範囲
原則として県下一円とし、特別の場合は県教育委員会と協議して決定する。
- 2 出願資格
この要綱に示した「I 入学者募集 **2 出願資格**」に定めるところによる。
なお、県立高等学校前期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という）に出願する者は、特別支援学校前期選抜に出願することはできない。
- 3 出願方法
(1) 中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）校長を通して、志願先の特別支援学校の校長（以下「特別支援学校長」という）に出願する。

(2) 上記(1)以外の者は、直接、志願先の特別支援学校長に出願する。

4 併願の取扱い

(1) 同一人が同時に二つ以上の県立特別支援学校高等部及び県立高等学校に出願することは認めない。

(2) 視覚支援学校・聴覚支援学校高等部において、相異なる学科間の併願は認めない。

5 出願期間

令和6年2月5日(月)から2月8日(木)までとする。

受付時間は午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

6 出願に必要な書類

(1) 入学願書(別記様式第1-1号により、各学校において作成したもの)

(2) 高等部入学志願に関する調査書(別記様式第2号。以下「調査書」という)

ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除することができる。

なお、提出期間は令和6年2月15日(木)から2月16日(金)までとする。

受付時間は午前9時から午後4時までとする。

(3) 学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類
(「療育手帳」・「身体障害者手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など)

ただし、在学する学校の中学部からその学校の高等部に出願する場合は、この証明書類を必要としない。

(4) 在学(出身)校長は、特別支援学校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿(別記様式第4号)を添付する。

(5) 入学検定料は徴収しない。

7 願書受付

(1) 出願願書を受け付けた学校においては、受験番号を記入した受験票(別記様式第8-1号)を交付する。

(2) 特別支援学校長は、志願者の入学願書について精査し、入学願書に記載した事項に虚偽があるときは、入学願書の受け付けを取り消すことができる。

8 出願先変更

出願者は、令和6年2月9日(金)から2月14日(水)までの期間内で、1回に限り、出願先を変更することができる。受付時間は、出願の場合と同じとする。

ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。

(1) 出願先を同一高等部内で変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に特別支援学校前期選抜出願先変更願(別記様式第5-1号)を添えて在学(出身)校長を通して出願先の特別支援学校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の特別支援学校長に提出する。

(2) 出願先を他の高等部又は県立高等学校へ変更する場合は、次の手続によって願い出るものとする。

① 特別支援学校前期選抜出願先変更承認書交付願(別記様式第6号)を在学(出身)校長を通して先に出願した特別支援学校長に提出する。

② 特別支援学校前期選拔出願先変更承認書交付願を受けた特別支援学校長は、特別支援学校前期選拔出願先変更承認書（別記様式第7号-1）及び特別支援学校前期選拔出願先変更連絡書（別記様式第7-2号）を交付する。

③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記特別支援学校前期選拔出願先変更連絡書を添えて、変更先の特別支援学校長又は県立高等学校長に提出する。

ただし、出願先を県立高等学校に変更する場合は、入学願書及び受験票用紙は、県立高等学校用のものを用い、入学願書には入学検定料として「福島県収入証紙」を貼付する。

なお、中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の特別支援学校長又は県立高等学校長に提出する。

(3) すでに交付を受けた受験票は返還する。

9 出願の取消し

(1) 中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（別記様式第9号）を在学（出身）校長を通して、出願先の特別支援学校長に提出する。

(2) 上記（1）以外の者は、出願取消届を直接、出願先の特別支援学校長に提出する。

(3) 出願を取り消す者は、出願した特別支援学校に受験票を返還する。

2 調査書

在学（出身）校長が調査書を作成するに当たっては、「調査書作成委員会」を設け、次の「調査書記入上の注意」に従って厳正かつ公平に作成する。

調査書記入上の注意

調査書の作成に当たっては、中学部又は中学校生徒指導要録に基づいて記入する。その際、次の点に留意する。

(1) 「受験番号」の欄は、各学校において記入する。

(2) 「志願者」の欄については以下により記入する。

○ 「卒業年月」の欄は、卒業・卒業見込の年月及び学校名を正確に記入する。

○ 「卒業後の状況・その他」の欄は、卒業後の状況をできるだけ詳しく記入する。

その他、志願者の学籍について特記すべき事項があればこの欄に記入する。

(3) 「志願先」の欄には、学校名を明記する。志願学科は、それぞれの学科名を記入する。

(4) 「各教科の学習の記録」の欄は、次のように記入する。

第1～3学年の欄には、中学部又は中学校生徒指導要録に記載されている評定を記入する。中学部又は中学校卒業見込の者については、第3学年の評定は1月末日までのものを記入する。

(5) 「総合的な学習の時間の記録」の欄は、中学部又は中学校生徒指導要録に基づいて、学習状況の顕著な事項や、生徒にどのような力がついたらかなどの評価について文章で記入する。

(6) 「特別活動等の記録」の欄は、次のように記入する。

① 特別活動

各学年の生徒の活動状況について、各内容（学級活動、生徒会活動、学校行事）ごとに、活動の事実を記入する。

② その他の活動

スポーツ活動、文化活動及びその他の諸活動について、活動の事実を記入する。

(7) 「自立活動の記録」の欄は、中学部生徒指導要録の「自立活動の記録」に基づいて記入する。

ただし、特別支援学校及び特別支援学級出身者のみとする。

(8) 「長所・特技等の記録」の欄は、中学部又は中学校生徒指導要録に示す「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の記載に基づいて、特に優れている点や長所及び生徒の特徴や取得資格等について、特に参考となる事項を記入する。

(9) 「出欠の記録」の欄は、中学部又は中学校生徒指導要録に記載した出欠の記録を記入する。中学部又は中学校卒業見込の者については、1月末日までの状況について記入する。

(10) 知的障がい特別支援学校中学部生徒指導要録（視覚支援学校、聴覚支援学校及び肢体不自由又は病弱特別支援学校で知的障がいを併せ有する生徒のものも含む）、又は中学校生徒指導要録（知的障がい特別支援学級）を使用している学校においては、前記の（4）、（6）、（7）、（8）の各事項について別記様式第3号に記入して添付する。

3 入学者選抜

1 選抜方法

特別支援学校長は、調査書、学力検査の成績及び面接の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

なお、各特別支援学校においては、校長を委員長とする「選抜実施委員会」を設置し、選抜資料の審査・処理等に厳正を期するとともに、面接等の公正かつ円滑な実施を期する。

調 査 書

各特別支援学校においては、調査書の「各教科の学習の記録」及び「特別活動の記録」等の各項目について、各学年にわたり十分精査し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料を得るものとする。

学 力 検 査

(1) 令和6年度福島県立特別支援学校入学者選抜学力検査は、出願先の各学校において行う。

(2) 期日は、令和6年3月5日（火）とする。（県立高等学校前期選抜と同一期日）

(3) 学力検査実施上、特別支援学校長の処理すべき事項は別に通知する。

(4) 学力検査の教科は、次のとおりとする。

国語、社会、数学、理科の4教科及び外国語（英語）又は自立活動の諸検査とする。

ただし、知的障がい者及び重複障がい者を教育する中学部又は中学校で、国語、数学の教科を位置付けた教育課程を履修した者は、原則として国語、数学の2教科及び自立活動の諸検査又は作業・運動能力検査とする。

また、中学部又は中学校で各教科等を合わせた指導を主とした教育課程を履修した者は、自立活動の諸検査又は作業・運動能力検査とし、自立活動を主とした教育課程を履修した者は、自立活動の諸検査及び行動観察とする。

- (5) 学力検査の日程は、原則として令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の前期選抜の日程に準ずる。ただし、それによりがたい場合は、県教育委員会の承認を得て実施することができる。

面接

面接は志願者全員についての理解を一層深め、公正な選抜資料を得るために、各特別支援学校において志願者全員に対して行う。

- (1) 面接は、令和6年3月5日(火)の学力検査終了後、又は3月6日(水)に行う。
- (2) 各特別支援学校においては、「選抜実施委員会」において、面接の内容・方法等について事前に十分に検討し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料が得られるように留意する。

合否判定

選抜に当たっては、調査書、学力検査の成績及び面接の結果等に基づき、総合的に判定する。

2 合格者発表

- (1) 令和6年3月14日(木)正午以降に発表する。
- (2) 合格者に対し、特別支援学校長は、合格通知書(別記様式第10号)を交付する。

3 入学辞退の手續

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(別記様式第11号)を在学(出身)校長を通して、出願先の特別支援学校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の特別支援学校長に提出する。

4 その他必要な事項

高等部を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに各学校が実施する教育相談を受けるものとする。

Ⅲ 特別支援学校後期選抜

1 出 願

1 募集範囲

この要綱に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出 願」の「1 募集範囲」（1 ページ参照）に定めるところによる。

なお、特別支援学校後期選抜は原則として全ての特別支援学校で実施する。

2 出願資格

この要綱に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出 願」の「2 出願資格」（1 ページ参照）に定めるところ及び原則として次の（1）～（3）による。

- （1）県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかを受験している者。
- （2）県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかに出願したが、特別の事情で受験できなかった者。
- （3）他県からの転入のため、特別支援学校前期選抜に出願できなかった者。

なお、県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかにおいて合格した者は、特別支援学校後期選抜に出願することはできない。

3 出願方法

この要綱に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出 願」の「3 出願方法」（1、2 ページ参照）に定めるところによる。

4 併願の取扱い

この要綱に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出 願」の「4 併願の取扱い」（2 ページ参照）に定めるところによる。

5 出願期間

令和6年3月15日（金）から3月18日（月）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日、日曜日は受け付けない。

6 出願に必要な書類

この要綱に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出 願」の「6 出願に必要な書類」（2 ページ参照）に定めるところによる。

ただし、入学願書は別記様式第1-2号による。又、調査書は、入学願書に添付して提出する。

7 願書受付

この要綱に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出 願」の「7 願書受付」（2 ページ参照）に定めるところによる。

ただし、受験票は別記様式第8-2号とする。

8 出願先変更

出願者は、令和6年3月19日（火）に、1回に限り出願先を変更することができます。受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに在学（出身）校長からの協議があり、出願者に特別な事情があると認められる場合には、特別支援学校長は、受付時間について弾力的な対応をするものとする。

(1) 出願先を同一高等部内で変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に特別支援学校後期選抜出願先変更願（別記様式第5-2号）を添えて在学（出身）校長を通して出願先の特別支援学校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の特別支援学校長に提出する。

(2) 出願先を他の高等部又は県立高等学校へ変更する場合は、次の手続によって願い出るものとする。

① 出願先の変更を希望する者は、特別支援学校後期選抜出願先変更願（別記様式第5-3号）、新たに作成した入学願書、受験票用紙及び調査書を在学（出身）校長を通して変更先の特別支援学校長又は県立高等学校長に提出する。

ただし、出願先を県立高等学校に変更する場合は、出願先変更願、入学願書及び受験票用紙は、県立高等学校用のものを用い、入学検定料納付済証明書（又はその写し）を貼付する。

なお、中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の特別支援学校長又は県立高等学校長に提出する。

② 特別支援学校後期選抜出願先変更願の提出を受けた特別支援学校長又は県立高等学校長は、志願者が先に出願した特別支援学校長又は県立高等学校長に、特別支援学校後期選抜出願先変更願の写しを持参するか又はFAXで送付すると同時に電話で連絡する。

③ 出願先変更希望者のいる学校長は、先に出願した特別支援学校長に特別支援学校後期選抜出願先変更者名簿（別記様式第12号）を持参又はFAXで送付すると同時に電話で連絡する。

(3) すでに交付を受けた受験票は返還する。

9 出願の取消し

この要綱に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出 願」の「9 出願の取消し」（3ページ参照）に定めるところによる。

2 調 査 書

この要綱に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 2 調 査 書」（3、4ページ参照）に定めるところによる。

3 入 学 者 選 抜

1 選 抜 方 法

特別支援学校長は、調査書、面接の結果に加えて、小論文（作文）又は自立活動の諸検査若しくは作業・運動能力検査の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

なお、各特別支援学校長においては、校長を委員長とする「選抜実施委員会」を設

置し、選抜資料の審査・処理等に厳正を期するとともに、面接等の公正かつ円滑な実施を期する。

期日は、令和6年3月22日（金）午前9時以降とする。

調査書

この要綱に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 3 入学者選抜」の「1 選抜方法の 調査書」（4ページ参照）に定めるところによる。

面接

この要綱に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 3 入学者選抜」の「1 選抜方法の 面接」（5ページ参照）に定めるところによる。

小論文（作文）又は諸検査

特別支援学校長の判断により小論文（作文）又は自立活動の諸検査若しくは作業・運動能力検査を実施する。

合否判定

選抜に当たっては、調査書、面接の結果に加えて、小論文（作文）又は自立活動の諸検査若しくは作業・運動能力検査の結果を資料とし、総合的に判断する。

2 合格者発表

- (1) 令和6年3月25日（月）正午以降に発表する。
- (2) 合格者に対し、特別支援学校長は、合格通知書（別記様式第10号）を交付する。

3 入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（別記様式第11号）を在学（出身）校長を通して、出願先の特別支援学校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の特別支援学校長に提出する。

4 その他必要な事項

高等部を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに各学校が実施する教育相談を受けるものとする。

IV その他

1 新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置について

令和6年度県立特別支援学校高等部入学者選抜においては、新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置について、次のように見直す。

- (1) インフルエンザ罹患者や新型コロナウイルス感染症罹患者、体調不良者の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。
- (2) 健康状態チェックリストの提出は不要とする。

2 実施状況の報告

特別支援学校長は、特別支援学校前期選抜、特別支援学校後期選抜における入学志願者数、選抜の結果、その他必要事項について、県教育庁特別支援教育課長宛に報告する。各報告提出日、様式等については別に通知する。

3 入学者名簿の送付

特別支援学校長は、入学者決定後、各関係特別支援学校長又は中学校長に「入学者名簿」を4月末日までに送付する。特別支援学校長又は中学校長は、それによって中学校生徒指導要録の抄本又は写しを作成し、児童生徒健康診断票（一般）、児童生徒健康診断票（歯・口腔）とともに5月末日までに特別支援学校長に提出する。

4 その他

この要綱に定めるものの他、必要な事項及び特別な事情が生じた場合の措置は、県教育委員会教育長がこれを定める。

附則

この要綱は、令和5年9月8日から施行する。

月	日	受付
第		号

受験番号
番

令和6年度 特別支援学校前期選抜入学願書

令和 年 月 日

福島県立〇〇〇〇学校長 様

志願者氏名 ㊟

保護者氏名 (保護者自署)

貴校第1学年に入学を志願いたします。

学 科		科		
志願者	現住所	郵便番号	ふりがな氏名	
			生年月日	昭和・平成 年 月 日生
保護者	現住所	郵便番号	ふりがな氏名	
			志願者との関係	
通学区域		県 内 、 県 外 該当のものを○でかこむこと。		
履歴	学歴	平成 年 3 月 中 学 部 卒 業 見 込 学 校 卒 業		
	職歴			

(注) 履歴は、過年度卒業者の場合、中学部・中学校卒業後の学歴、職歴を詳しく記入すること。
 ※ 志願者が、氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

月	日	受付
第		号

受験番号
番

令和6年度 特別支援学校後期選抜入学願書

令和 年 月 日

福島県立〇〇〇〇学校長 様

志願者氏名 ㊟

保護者氏名 (保護者自署)

貴校第1学年に入学を志願いたします。

学 科		科		
志願者	現住所	郵便番号	ふりがな氏名	
			生年月日	昭和・平成 年 月 日生
保護者	現住所	郵便番号	ふりがな氏名	
			志願者との関係	
通学区域		県 内 、 県 外 該当のものを○でかこむこと。		
履歴	学歴	平成 年 3 月 中 学 部 卒 業 見 込 令和 中 学 校 卒 業		
	職歴			

(注) 履歴は、過年度卒業者の場合、中学部・中学校卒業後の学歴、職歴を詳しく記入すること。

※ 志願者が、氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学志願に関する調査書

										受験番号			
志願者	ふりがな						性別	志願先	福島県立			志願学科	
	氏名								学校				
	生年月日	平成	年	月	日生								
	卒業年月	平成	年	3月	学校	卒業・卒業見込							
卒業後の状況・その他													
各教科の学習の記録	学年	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語(英語)			
	1年												
	2年												
	3年												
総合的な学習の時間の記録		1年				2年				3年			
特別活動等の記録			1年			2年			3年				
	学級活動												
	生徒会活動												
	学校行事												
	その他の活動												
出欠の記録	学年	出席すべき日数	欠席日数	備考	自立活動の記録		長所・特技等の記録						
	1年												
	2年												
	3年												
本書の記載に誤りのないことを証明します。													
令和 年 月 日										立	学校長	印	
										記載責任者氏名			

学 習 の 記 録

受験番号		志願者氏名		
学年		1年	2年	3年
各 教 科 等	項目			
	国語			
	社会			
	数学			
	理科			
	音楽			
	美術			
	保健体育			
	職業・家庭			
	その他			
	特別活動			
自立活動				
行動の記録				
諸事項	総合所見及び指導上参考となる			

令和6年度福島県立特別支援学校（前期・後期）選抜志願者名簿

通し 番号	志 願 学 科	氏 名	性別	卒業年度	備考
1					
2					
3					
4					
5					

上記の者は、貴校以外の高等部又は県立高等学校に、入学願書を提出していないことを、申し添えます。

令和 年 月 日

〇〇 立 〇〇〇〇 学校長 印

- (注) 1 前期・後期どちらかを○で囲む。
 2 名簿は、志願学科ごとに整理し、志願学科内では学校における学級順に整理する。
 3 入学願書は、この名簿順に整理して提出する。
 4 過年度卒業者は、最後に記載する。

特別支援学校前期選抜出願先変更願

令和 年 月 日

福島県立.....学校長 様

出願者氏名..... 印

保護者氏名.....(保護者自署)

貴校高等部.....科に出願しましたが、下記のとおり出願先を変更したいので、承認くださるようお願いいたします。

記

1 はじめに出願した学科、受験番号

.....科.....番

2 変更を希望する学科

.....科

(校長職印)

..... 印

※ 出願者が、氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

特別支援学校後期選抜出願先変更願

令和 年 月 日

福島県立.....学校長 様

出願者氏名.....

保護者氏名.....(保護者自署)

貴校高等部.....科に出願しましたが、下記のとおり出願先を変更したいので、承認くださるようお願いいたします。

記


1 はじめに出願した学科、受験番号

.....科.....番

2 変更を希望する学科

.....科

(校長職印)

.....

※ 出願者が、氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

特別支援学校後期選抜出願先変更願

令和 年 月 日

福島県立.....学校長 様

出願者氏名.....

保護者氏名.....(保護者自署)

下記のとおり出願先を変更したいので、承認くださるようお願い
します。

記

- 1 はじめに出願した学校（課程）、学科、受験番号

福島県立.....学校（.....制の課程）.....科.....番

- 2 変更を希望する学科

.....科

(校長職印)

.....

※ 出願者が、氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

特別支援学校前期選抜出願先変更承認書交付願

令和 年 月 日

福島県立.....学校長 様

出願者氏名.....

保護者氏名.....(保護者自署)

貴校高等部.....科に出願しましたが、福島県立

.....学校 (.....制の課程).....科

に出願先を変更したいので、承認書の交付をお願いします。

(校長職印)



※ 出願者が、氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

特別支援学校前期選拔出願先変更承認書

学 校 名.....立.....学校

出願者氏名.....

上記の者は、本校高等部.....科に出願したが、

福島県立.....学校（.....制の課程）.....科

に出願先を変更する旨の願い出があったのでこれを承認する。

令和 年 月 日

(校長職印)

.....
印

特別支援学校前期選拔出願先変更連絡書

令和 年 月 日

福島県立

学校長 様

(校長職印)

印

下記の者は、本校高等部 _____ 科に出願したが、貴

校 (_____ 制の課程) _____ 科に出願を変更

する旨の申し出があったので連絡します。

記

_____ 立 _____ 学校 氏名 _____

様式第 8 - 1 号

様式第 8 - 2 号

⑥ 特別支援学校前期選抜受験票

受験番号	科	番
在学 (出身) 学 校		
氏 名		

注意事項

- ① この票は受験のとき必ず持参すること。
- ② 令和 年 月 日 () 午前 時 分
までに本校受験者控室に集合のこと。
- ③ 当日は下記のものを持参すること。
上ばき、昼食、鉛筆、消しゴム、マスク
- ④ 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まないこと。
- ⑤ 携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

福島県立〇〇〇学校長 印

⑥ 特別支援学校後期選抜受験票

受験番号	科	番
在学 (出身) 学 校		
氏 名		

注意事項

- ① この票は受験のとき必ず持参すること。
- ② 令和 年 月 日 () 午前 時 分
までに本校受験者控室に集合のこと。
- ③ 当日は下記のものを持参すること。
上ばき、昼食、鉛筆、消しゴム、マスク
- ④ 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まないこと。
- ⑤ 携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

福島県立〇〇〇学校長 印

(注) 1. その他必要な事項があれば裏面に付記してもよい。
2. ③に学校として必要なものがあれば付記してもよい。

様式第 9 号

A 4 タテ判横書

出 願 取 消 届

令和 年 月 日

福島県立 学校長 様

出願者氏名 (印)

保護者氏名 (保護者自署)

特別支援学校〇期選抜において、貴校高等部 科
(受験番号 番) に出願しましたが、これを取り消し
ますのでお届けします。

※ 出願者が、氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第10号

合格通知書

受験番号 科 番
氏 名 様

あなたは、令和6年度福島県立特別支
学校高等部入学者選抜において、本校
〇〇〇〇科に合格したので通知します。

令和 年 月 日

福島県立〇〇〇学校長 印

(注) 入学までの指示連絡事項等を付記してもよい。

様式第11号

A4タテ判横書

入学辞退届

令和 年 月 日

福島県立.....学校長 様

出願者氏名.....[㊞]

保護者氏名.....(保護者自署)

貴校高等部.....科に合格しましたが、都合により入学
を辞退しますのでお届けします。

※ 出願者が、氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

特別支援学校後期選抜出願先変更者名簿

令和 年 月 日

福島県立.....学校長 様

(校長職印)

..... 印

下記のとおり、出願先を変更しますのでお知らせします。

記

通し 番号	出願者氏名	受験番号	現在の出願学科	出願変更 希望先学校	変更希望 課程・学科
			学科		制の課程 学科
			学科		制の課程 学科
			学科		制の課程 学科
			学科		制の課程 学科
			学科		制の課程 学科

令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜関係日程

1月			2月			3月		
日	曜日	日程	日	曜日	日程	日	曜日	日程
1	月	(元日)	1	木		1	金	
2	火		2	金		2	土	
3	水		3	土		3	日	
4	木		4	日		4	月	
5	金		5	月	特別支援学校前期選抜 出願	5	火	特別支援学校前期選抜 学力検査(面接)
6	土		6	火		6	水	(面接)
7	日		7	水		7	木	
8	月	(成人の日)	8	木	特別支援学校前期選抜 出願締切	8	金	
9	火		9	金	特別支援学校前期選抜 出願先変更	9	土	
10	水		10	土		10	日	
11	木		11	日	(建国記念の日)	11	月	
12	金		12	月	(振替休日)	12	火	
13	土		13	火		13	水	
14	日		14	水	特別支援学校前期選抜 出願先変更締切	14	木	特別支援学校前期選抜 合格者発表
15	月		15	木	調査書提出	15	金	特別支援学校後期選抜 出願
16	火		16	金	調査書提出締切	16	土	
17	水		17	土		17	日	
18	木		18	日		18	月	特別支援学校後期選抜 出願締切
19	金		19	月		19	火	特別支援学校後期選抜 出願先変更
20	土		20	火		20	水	(春分の日)
21	日		21	水		21	木	
22	月		22	木		22	金	特別支援学校後期選抜 面接等
23	火		23	金	(天皇誕生日)	23	土	
24	水		24	土		24	日	
25	木		25	日		25	月	特別支援学校後期選抜 合格者発表
26	金		26	月		26	火	
27	土		27	火		27	水	
28	日		28	水		28	木	
29	月		29	木		29	金	
30	火					30	土	
31	水					31	日	

学校教育法施行令第22条の3

区 分	障 害 の 程 度
視 覚 障 害 者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴 覚 障 害 者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者 ※	一 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱 者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

※ 知的障害者

- 「知的発達遅滞があり」とは、認知や言語などに関わる知的機能の発達に明らかな遅れがあるという意味である。つまり、精神機能のうち、情緒面とは区別される知的面に、同年齢の子供と比較して平均的水準より明らかに遅れが有意にあるということである。「他人との意思疎通」については、規定では、知的機能の発達の遅れが明らかであることを前提に、基準として、「他人との意思疎通が困難で」あることを示している。
- 「他人との意思疎通が困難」とは、特別な配慮なしに、その年齢段階に標準的に要求されるコミュニケーション能力が身に付いていないため、一般的な会話をする際に話された内容を理解することや自分の意思を伝えることが著しく困難であり、他人とのコミュニケーションに支障がある状態を示す。知的障害における意思疎通の困難さは、知的機能の発達の遅滞により、相手から発信された情報が理解できず、的確な対応ができないために、人とのコミュニケーションが十分に図れないことをいう。
- 「日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする」とは、一定の動作、行為の意味、目的、必要性を理解できず、その年齢段階に標準的に要求される日常生活上の行為に、ほとんどの場合又は常に援助が必要である状態のことをいう。例えば、同年齢の子供たちが箸を一人で使えるようになっていても、箸を使うことが理解できないために、箸を使った食事の際にはいつも援助が必要である、又は排泄の始末をする意味が分からずに、トイレトペーパーを使う際には、ほとんどの場合又は常に援助が必要である場合などである。
- 「社会生活への適応が著しく困難」とは、例えば、低学年段階では、他人と関わって遊ぶ、自分から他人に働きかける、友達関係をつくる、簡単な決まりを守って行動する、身近な危険を察知し回避する、身近な日常生活における行動（身辺処理など）などが特に難しいことなどが考えられる。年齢が高まるにつれても、例えば、社会的なルールに沿った行動をしたり、他人と適切に関わりながら生活や仕事をしたり、自己の役割を知り責任をもって取り組んだりすることが難しいことが考えられる。

(令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」より抜粋)